

育児・介護休業法に基づく情報公表

「育児・介護休業法」に基づき、栃木県済生会宇都宮病院に男女の育児休業等の取得状況を公表する。

男性の育児休業等及び育児を目的とした休暇の取得率・女性の育児休業取得率

【令和4年度】	
(男性)	70.8%
(女性)	97.8%

【項目定義】

男性の取得率（％）＝「育児休業等を取得した男性労働者及び小学校就学前の子の育児を目的とした休暇（※）を取得した男性労働者の合計数」÷「配偶者が出産した男性労働者数」×100

女性の取得率（％）＝「育児休業（育児休業法第2条第1号。）をした女性労働者数」÷「出産した女性労働者数」×100

（注釈・説明）

※小学校就学前の子の育児を目的とした休暇とは、特別休暇（配偶者出産休暇）を指す。

対象期間：令和4年度（2022年4月1日～2023年3月31日）

備考：育児休業を分割して2回取得した場合や、育児休業と育児を目的として休暇の両方を取得した場合等であっても、当該休業や休暇が同一の子について取得したものである場合は、1人として数える。